寄附行為の禁止について

市川市選挙管理委員会

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、政治家と有権者間で、金銭や品物等を贈る行為、求める行為、受け取る行為は禁止されています。ルールを守り、市川市全体で明るい選挙の推進に取り組みましょう。

三ない運動

1. 政治家は有権者に寄附を **贈らない**
2. 有権者は政治家に寄附を **求めない**
3. 政治家から有権者への寄附は **受け取らない**

「贈らない、求めない、受け取らない」という**「三ない運動」**を行っています。

1.政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

禁止されている寄附（例）

- ✕ 病気見舞い
- ✕ 祭りやイベントへの寄附や差入れ
- ✕ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- ✕ 本人が出席しない場合の結婚祝、香典
- ✕ 葬式の花輪、供花
- ✕ 落成式、開店祝いの花輪
- ✕ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- ✕ 入学祝、卒業祝
- ✕ お中元、お歳暮

2. 後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

3. 政治家の関係会社などからの寄附禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

4. 政治家等への寄附制限

政治家等への寄附についても、政治資金規正法による制限（量的制限、質的制限など）や国、地方公共団体と請負などの関係にある者がそれぞれの選挙に関して行う寄附の制限などがあります。

令和6年3月作成